

議案第 6 9 号

筑西市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に
基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

標記について次のとおり提出する。

令和 7 年 9 月 3 日

筑西市長 設 楽 詠美子

筑西市条例第 号

筑西市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に
基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

筑西市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次の 1 項を加える。

4 市長	住登外者宛名番号管理機能（住登外者（本市の住民基本台帳に記録されていない者であって、行政事務を処理するために市民とは別に管理しておく必要があるものをいう。以下同じ。）を一意に特定するための宛名番号を管理する機能をいう。）による住登外者の情報（以下「住登外者宛名情報」という。）の管理に関する事務であって市規則で定めるもの
------	--

別表第 2 中

「 (11) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 」	を	「 (11) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 (12) 住登外者宛名情報 」	に、
「 (4) 介護保険法（平成９年法律第１２３号）による要介護認定又は要支援認定に関する情報 」	を	「 (4) 介護保険法（平成９年法律第１２３号）による要介護認定又は要支援認定に関する情報 (5) 住登外者宛名情報 」	に、
「 (3) 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報 」	を	「 (3) 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報 (4) 住登外者宛名情報 」	に、
「 (9) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）による自立支援給付の支給に関する情報 」	を	「 (9) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）による自立支援給付の支給に関する情報 (10) 住登外者宛名情報 」	に

改め、同表に次の２項を加える。

5 市長	住登外者宛名情報の管理に関する事務であって市規則で定めるもの	次に掲げる情報であって市規則で定めるもの (1) 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報 (2) 住民基本台帳法第７条に規定する事項の情報 (3) 生活保護法による保護の実施又は就労
------	--------------------------------	--

	自立給付金の支給に関する情報 (4) 児童手当法による児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。）の支給に関する情報 (5) 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報 (6) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報 (7) 身体障害者福祉法による身体障害者手帳に関する情報 (8) 知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報 (9) 国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報 (10) 母子保健法による妊娠の届出又は養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報 (11) 介護保険法による要介護認定、要支援認定、保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報 (12) 国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 (13) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報 (14) 筑西市医療福祉費支給に関する条例又は筑西市はぐくみ医療費支給に関する条例による医療費の助成に関する情報 (15) 低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担の軽減制度における社会福祉法人等について行う助成に関する情報 (16) 生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する情報 (17) 生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施、
--	--

		就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する情報
6 市長	法別表各項下欄に掲げる事務（法第9条第1項に規定する準法定事務を含む。）であって市規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって市規則で定めるもの

附 則

この条例は、令和7年12月8日から施行する。